

# 18歳に達した者に対する支援

# 自立支援計画の策定

「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」(抜粋)

(平成17年8月10日雇児福発0810001号)

- 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)を平成17年4月に改正。
- 児童養護施設等の各施設長は、入所者に対して計画的な自立支援を行うため、個々の入所者に対する支援計画を策定しなければならないこととした。

＜自立支援計画策定に当たっての留意点＞

第1 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設に入所している子どもに係る自立支援計画について

- ・ 生活指導、職業指導、家庭環境調整等の実施に当たっては、入所中はもとより退所後についても継続した対応が求められていることから、子どもの自立支援の視点に立った指導の充実や、子どもの通学する学校、児童相談所等関係機関との連携を図りつつ、個々の子どもの状況を十分に把握するとともに、情報を共有化するためのケース概要を基にケース検討会議等で十分に検討し、個別の子どもについて自立支援計画を策定。
- ・ 自立支援計画は、子どもの施設入所時に策定する方法に加え、入所後数か月間は、児童相談所で作成した援助指針を自立支援計画として活用し、子どもを支援した後にその効果などについて評価・検討し、子ども本人、保護者、児童相談所及び関係機関の意見や協議などを踏まえ、策定することも可能。
- ・ 自立支援計画の策定後は、計画が適切に実施されているか否かについて十分把握するとともに、目標の達成状況などから支援効果について客観的な評価を行い、アセスメントや計画(課題設定・目標設定・援助の方法等)の妥当性などを検証し、必要に応じて自立支援計画等の見直しを行うことが重要。

⇒「子ども自立支援計画ガイドライン」(児童自立支援計画研究会)を活用するなど、適切な自立支援計画策定を促進。

# 「子ども自立支援計画ガイドライン」の概要

## 「基本編」

第1部「子どもの実勢把握・評価(アセスメント)と自立支援計画票の基本」

第2部「子どもの自立のためのアセスメント」

第3部「子どもの自立支援のための自立支援計画」

第4部「子ども家庭総合評価表によるアセスメント及び自立支援計画策定等の実際」

主な内容

- ・子ども家庭総合アセスメントと、子ども家庭総合評価票についての説明や作成方法等  
(子ども家庭総合評価票の例)
  - ・「乳児(0～2歳未満):養護・虐待・育成相談版」
  - ・「乳児(0～2歳未満):障害・保健相談版」
  - ・「思春期(小5～中3):養護・虐待・育成相談非行・育成相談版」
  - ・「思春期(小5～中3):障害・保健相談版」

## 「発展編」

- I. アセスメントについて
- II. ジェノグラムとエコマップ
- III. 子どもの心身の発達について
- IV. 子どもの対応の問題について
- V. 子どもをとり巻く物理的環境について

主な内容

- ・介入型アプローチにおけるアセスメント
- ・ジェノグラムとエコマップの作成と活用
- ・アタッチメントの発達と評価
- ・子どもの対人関係の発達と評価
- ・子どもの社会性の発達と評価
- ・乳幼児期や児童・思春期、青年期の精神障害の評価
- ・学習障害の概要と評価、ひきこもりの評価
- ・子どもの発達に関わる住環境の評価
- ・保育・学校環境評価

# 自立支援の考え方

※子ども自立支援計画ガイドラインより抜粋

## 第1部 子どもの実態把握・評価（アセスメント）と自立支援計画の基本

- すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。  
【児童福祉法第1条「児童福祉の理念」】
- 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。  
【児童福祉法第2条「児童育成の責任」】

児童の自立を支援していくとは、一人ひとりの児童が個性豊かでたくましく、思いやりのある人間として成長し、健全な社会人として自立した社会生活を営んでいけるよう、自主性や自発性、自ら判断し決定する力を育て、児童の特性と能力に応じて基本的な生活習慣や社会生活技術（ソーシャルスキル）、就労習慣と社会規範を身につけ、総合的な生活能力が習得できるよう支援していくことである。もちろん、自立は社会生活を主体的に営んでいくことであって孤立ではないから、必要な場合に他者や社会に助言、援助を求めることを排除するものではない。むしろそうした適切な依存は社会的自立の前提となるものである。そのためにも、発達期における十分な依存体験によって人間への基本的信頼感を育むことが、児童の自立を支援する上で基本的に重要であることを忘れてはならない。

## Ⅱ 子どもの自立支援のためのアセスメントと自立支援計画の基本的考え方

子どもの自立を適切に支援するためには、子どもは、自らの要求や意思を表現する力を十分に身につけられていないことから、子どもの身体、生理、心理、行動、発育・発達及び子どもの要求あるいは個性等について、的確にアセスメントしなければならない。また、子どもは、保護者や地域社会からの適切な保護がなければ、生理面、心理・社会面等における基本的欲求を満たすことができない存在であり、子どもの発達にとって多大な影響を及ぼしている保護者や家族、地域社会の養育環境についても、アセスメントすることが必要である。

したがって、子どもの健全育成、自立を目的として保護・支援していくためには、子ども、家庭、地域社会の状況を総合的にアセスメントし、理解することが必要である。

また、それに基づき、自立支援計画を策定するためには、児童福祉の基本理念や子どもの最善の利益といった理念に基づき、権利主体としての子どもやその子どもの個別性や可能性を尊重し、その子どもの問題性の改善・回復や個性的な自己の確立、自己実現に向けた支援を行うことを基本的な考え方に捉えて取り組まなければならない。

# 中学校卒業後及び高等学校等卒業後の進路の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

## ①中学校卒業後の進路（平成25年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児 2,388人	2,279人	95.4%	43人	1.8%	30人	1.3%	36人	1.5%
(参考) 全中卒者 1,193千人	1,173千人	98.4%	4千人	0.4%	4千人	0.4%	10千人	0.8%

## ②高等学校等卒業後の進路（平成25年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成26年5月1日現在の進路）

	進 学				就 職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児 1,721人	197人	11.4%	193人	11.2%	1,221人	70.9%	110人	6.4%
うち在籍児 231人	43人	18.6%	31人	13.4%	122人	52.8%	35人	15.2%
うち退所児 1,490人	154人	10.3%	162人	10.9%	1,099人	73.8%	75人	5.0%
(参考) 全高卒者 1,047千人	563千人	53.8%	242千人	23.1%	183千人	17.4%	60千人	5.7%

## ③措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
87人	83人	61人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成26年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

# 進路の状況の推移（児童養護施設・里親）

① 中学校卒業後の進路（各年度末に中学校を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		平成21年度 (H22. 5. 1)		平成22年度 (H23. 5. 1)		平成23年度 (H24. 5. 1)		平成24年度 (H25. 5. 1)		平成25年度 (H26. 5. 1)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児（単位：人）		2,509人	100.0%	2,538人	100.0%	2,530人	100.0%	2,496人	100.0%	2,388人	100.0%
進学	高校等	2,305人	91.9%	2,376人	93.6%	2,377人	94.0%	2,366人	94.8%	2,279人	95.4%
	専修学校等	64人	2.6%	52人	2.1%	42人	1.7%	46人	1.8%	43人	1.8%
就職		62人	2.5%	49人	1.9%	64人	2.5%	53人	2.1%	30人	1.3%
その他		78人	3.1%	61人	2.4%	47人	1.9%	31人	1.2%	36人	1.5%
里親委託児（単位：人）		209人	100.0%	250人	100.0%	272人	100.0%	280人	100.0%	278人	100.0%
進学	高校等	197人	94.3%	241人	96.4%	253人	93.0%	268人	95.7%	262人	94.2%
	専修学校等	4人	1.9%	2人	0.8%	8人	2.9%	3人	1.1%	6人	2.2%
就職		3人	1.4%	4人	1.6%	5人	1.8%	3人	1.1%	6人	2.2%
その他		5人	2.4%	3人	1.2%	6人	2.2%	6人	2.1%	4人	1.4%
(参考) 全中卒者（単位：千人）		1,188千人	100.0%	1,228千人	100.0%	1,177千人	100.0%	1,185千人	100.0%	1,193千人	100.0%
進学	高校等	1,163千人	97.9%	1,203千人	98.0%	1,156千人	98.2%	1,166千人	98.4%	1,173千人	98.4%
	専修学校等	5千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	5千人	0.4%	4千人	0.4%
就職		6千人	0.5%	5千人	0.4%	4千人	0.4%	4千人	0.3%	4千人	0.4%
その他		14千人	1.2%	14千人	1.2%	12千人	1.0%	11千人	0.9%	10千人	0.8%

家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。全中卒者は学校基本調査。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

②高等学校等卒業後の進路（各年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、翌年度5月1日現在の進路）

		平成21年度 (H22. 5. 1)		平成22年度 (H23. 5. 1)		平成23年度 (H24. 5. 1)		平成24年度 (H25. 5. 1)		平成25年度 (H26. 5. 1)	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
児童養護施設児(単位:人)		1,444人	100.0%	1,600人	100.0%	1,543人	100.0%	1,626人	100.0%	1,721人	100.0%
進学	大学等	187人	13.0%	191人	11.9%	169人	11.0%	200人	12.3%	197人	11.4%
	専修学校等	146人	10.1%	177人	11.1%	170人	11.0%	167人	10.3%	193人	11.2%
就職		969人	67.1%	1,112人	69.5%	1,087人	70.4%	1,135人	69.8%	1,221人	70.9%
その他		142人	9.8%	120人	7.5%	117人	7.6%	124人	7.6%	110人	6.4%
里親委託児(単位:人)		175人	100.0%	174人	100.0%	204人	100.0%	228人	100.0%	270人	100.0%
進学	大学等	47人	26.9%	45人	25.9%	41人	20.1%	46人	20.2%	63人	23.3%
	専修学校等	34人	19.4%	25人	14.4%	40人	19.6%	56人	24.6%	54人	20.0%
就職		75人	42.9%	86人	49.4%	96人	47.1%	105人	46.1%	129人	47.8%
その他		19人	10.9%	18人	10.3%	27人	13.2%	21人	9.2%	24人	8.9%
(参考)全高卒者(単位:千人)		1,064千人	100.0%	1,069千人	100.0%	1,061千人	100.0%	1,088千人	100.0%	1,047千人	100.0%
進学	大学等	573千人	53.9%	581千人	54.3%	572千人	53.9%	579千人	53.2%	563千人	53.8%
	専修学校等	230千人	21.6%	246千人	23.0%	245千人	23.1%	258千人	23.7%	242千人	23.1%
就職		192千人	18.0%	167千人	15.7%	172千人	16.2%	184千人	16.9%	183千人	17.4%
その他		69千人	6.5%	75千人	7.1%	72千人	6.8%	68千人	6.3%	60千人	5.7%

家庭福祉課調べ(「社会的養護の現況に関する調査」)。全高卒者は学校基本調査。

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

# 職業指導員の配置

## 1 趣旨

勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。

## 2 配置施設

職業指導員を配置する施設は、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設又は児童自立支援施設とする。

## 3 職業指導員の業務内容

- (1) 児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等
- (2) 実習、講習等による職業指導
- (3) 入所児童の就職の支援
- (4) 退所児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助

## 4 施設の指定等

職業指導員を配置して職業指導を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。

指定するに当たっては、あらかじめ別紙様式3により、毎年度、当局家庭福祉課に協議の上で行うこと。また、職業指導員の活動状況及び成果については、別紙様式4により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。

1か所の施設について職業指導員の加算は1人分とすること。

なお、次に掲げる場合は配置することができない。

- (1) 指導のための準備を含めた職業指導に係る総活動時間が常勤職員として相応しくない場合（他の職種を兼務している等）
- (2) 指導が必要となる対象児童が少ない場合
- (3) 指導内容が学校教育における指導か塾等に通うことで得ることが一般的な場合（英会話、パソコンの資格取得、調理業務など）
- (4) 直接処遇職員を兼務し、勤務ローテーションに入っている場合

(出典)「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」  
(平成24年4月5日雇児発0405第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)



# 職業指導員の配置状況及び職業指導の状況

## <配置状況>

家庭福祉課調べ：平成27年度家庭福祉施策関係事業実施状況（予定）調査

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童養護施設	10ヶ所	22ヶ所	41ヶ所
児童自立支援施設	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
計	13ヶ所	25ヶ所	44ヶ所

## <職業指導の内容>

### ○進路指導・就労指導

就労面談・模擬面接、個別面接・集団面接の実施  
ハローワークからの講師派遣

### ○就労訓練（主に施設内）

土木作業  
農業作業  
工作実習

### ○職場開拓

ハローワークとの連携  
商工会議所等の経済団体との協力

### ○職場実習等

職場見学、職業体験等の実施

- ・職業訓練
- ・部品組立等の職場体験実習
- ・保育所、高齢施設等へのインターンシップ等
- ・法人が運営する施設での実習体験

### ○職員による職場訪問

（実習先での児童の実習状況確認等）

### ○退所生のアフターケア

- ・退所児童の相談援助
- ・退所児童の家庭、職場訪問
- ・退所児童就職先への定期的訪問

## ＜職業指導の具体例＞

### ○進路・就労指導

- ・仕事の種類や働くことの意義などの学習。
- ・求職活動に関する指導。  
ハローワークの活用方法など。(ハローワークの職員による講話を設ける等も含む。)  
就職試験における面接技法に関する学習。履歴書の書き方など。

### ○就労訓練(主に施設内の場合)

- ・施設内の農場での作業・環境整備等(集中して働くことなど、就労態度を学ぶ・働くことの意義を学ぶ等)

### ○職場開拓

- ・実習先の開拓。地元の商工会や社会資源等を活用して、職場実習先を開拓する。

### ○職場実習等

- ・開拓した実習先での児童の実習。  
実習先としては、製菓製造・部品工場・レストラン・コンビニなどがあげられる。

### ○職員による職場訪問

- 担当職員が、児童の実習先への訪問を行う。
  - ・児童の実習状況の確認
  - ・実習先の方による講評の聞き取り
  - ・実習先の雰囲気や環境の確認
  - ・今後の実習先としての繋がりを保つための対応等の活動

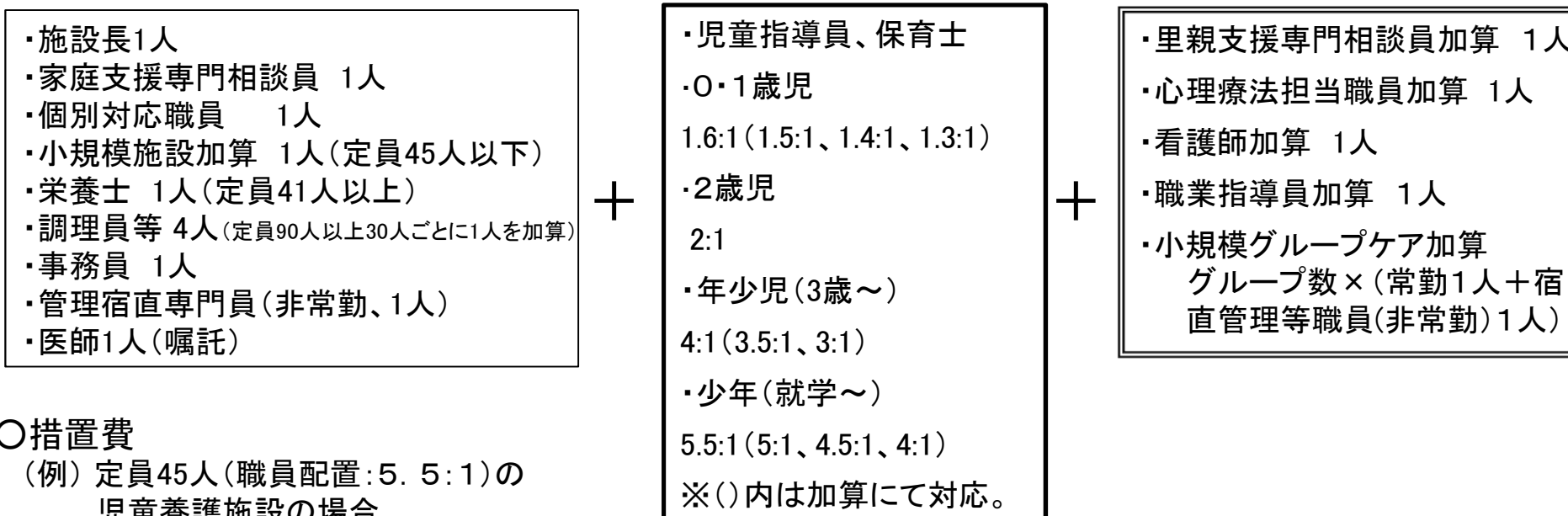
### ○退所生のアフターケア

- ・退所生への聞き取りや相談を受ける活動。(児童には身近に相談できる大人等がないことが多い)。
- ・職場訪問による、児童の状況確認等。
- ・家庭訪問による、児童の生活態度や給与の管理状況等の聞き取り。
- ・場合によっては、関係機関との連携も行う。

# 施設の人員配置の改善

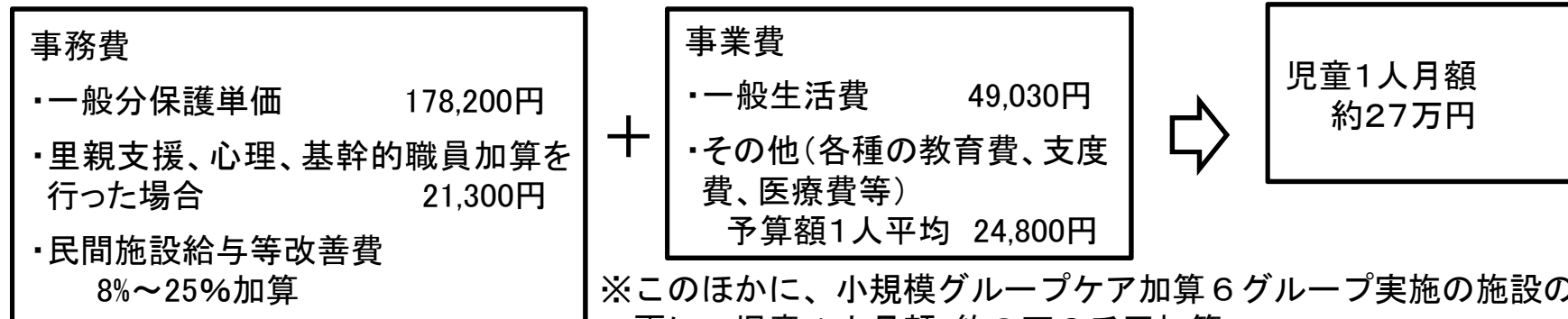
施設の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、これまで、加算職員の配置の充実に努めており、平成24年度には、基本的人員配置の引上げ等を行い、27年度予算においては、児童養護施設等の職員配置の改善（5.5:1→4:1等）を実施。

## ○児童養護施設の措置費の人員配置



## ○措置費

(例) 定員45人(職員配置:5.5:1)の児童養護施設の場合



※このほかに、小規模グループケア加算6グループ実施の施設の場合、更に、児童1人月額 約8万3千円加算

# 人員配置の改善（比較）

施設種別	～23年度	24年度～26年度	27年度予算 （「社会的養護の課題と将来像」 の目標水準）
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1. 7:1 1・2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1 小学校以上： 6:1	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1. 6:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児 <u>4:1</u> 小学生以上： <u>5. 5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1. 3:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>3:1</u> 小学生以上： <u>4:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概 ね3:1ないし2:1相当
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1. 7:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 6:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>4:1</u>	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 3:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： <u>3:1</u> ※小規模ケア加算等とあわせて概 ね1:1相当
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 5:1 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 <u>4. 5:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>	児童指導員・保育士 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>7:1</u>
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 5:1	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>4. 5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>3:1</u> 心理療法担当職員 <u>10:1</u>
母子生活支援施設	母子支援員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人  少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人  少年指導員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>	母子支援員 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 <u>30世帯以上 4人</u>  少年指導員 <u>10世帯未満 1人</u> <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> <u>30世帯以上 4人</u>

# 平成26年3月28日 第14回子ども・子育て会議第18回基準検討部会合同会議 『子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について』(抄)

## 1. 量的拡充 (別紙) 「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(3) 社会的養護関係	121億円

## 4. 質の改善 (社会的養護関係)

①項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
 ②項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの  
 内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、  
 所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

項目	内容	平成25年度→29年度所要額	備考
社会的養護の充実	① 児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	② 児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施→平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	③ 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする) ※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円)
	④ 民間児童養護施設の職員給与等の改善 (保育所と同様の+5%等) ※職員給与の改善 まずは+3%→ +5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給	0.7億円程度	
母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.3億円程度		

# 個別対応職員の配置

## 1. 趣旨

児童養護施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設においては、虐待を受けた子ども等の入所が増加しており、問題行動の多い子どものケアに一般職員がかかりきりとなり、他の子どもへのケアが低下するおそれがあることから、これら全施設に個別対応職員を配置することにより、虐待を受けた子ども等のケアの向上を図る。

※平成23年6月から定員20人以下の乳児院及び母子生活支援施設を除き、配置の義務化

## 2. 個別対応職員の業務内容

個別対応職員が、職員と子どもとの1対1の関係をつくり、問題を起こした子どもへの個別面接、創作活動、生活場面での個別対応、保護者への定期的なケア、一般職員へのアドバイス等を行う。

# 基幹的職員（スーパーバイザー）の配置

## 1. 趣旨

社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性を確保しつつ、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。

このため、施設における一定の経験を有する者のうち、都道府県等で行う一定の研修を受け専門性を習得した者について基幹的職員（スーパーバイザー）として職員処遇上の格付けを行い、自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を担うことにより、施設において組織だったケアと人材育成の強化を図る。

## 2. 対象施設

児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設

## 3. 基幹的職員の業務内容

- 入所児童の支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理を行う
- 地域の社会資源等について理解し、関係機関との連携において中心的な役割を担う
- 職員に対する適切な指導・教育（スーパーバイズ）及び職員のメンタルヘルスに関する支援を行う

### ※基幹的職員の研修受講対象者

- ・対象施設等における、直接支援や相談支援などの業務の実務経験が概ね10年以上の者。
- ・人格円満で児童福祉に関し相当の知識・経験を有する者であるとして、施設長が基幹的職員の候補者として適任であるとして推薦した者。

# 施設職員の育成、人材確保

## ① 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

### 1. 趣旨

児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り、職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ることを目的とする。

### 2. 対象施設

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童家庭支援センター、婦人保護施設、婦人相談所（一時保護所を含む）

### 3. 事業内容

- (1) 短期研修 概ね3～4日程度の宿泊研修。地域の実情に応じて通いの研修も対象。
- (2) 長期研修 1～3ヶ月程度、障害児入所施設や家庭環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族再統合の取組を実施している施設等において専門性を共有するための実践研修を実施。研修コーディネーターを配置し、研修受入に関するマッチングを実施。

## ② 児童養護施設等の職員人材確保事業

### 1. 趣旨

児童養護施設等に入所している児童については、虐待を受けた児童や障害のある児童が増えるなど、児童の抱える問題が複雑・多様化しており、その養護・養育を行う職員の専門性の向上とともに、職員の人材確保を積極的に推進する必要があることから、児童養護施設等の実習体制等を充実させることにより、職員の人材確保を図ることを目的とする。

### 2. 対象施設

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設

### 3. 事業内容

- (1) 実習生に対する指導 実習生に対する指導職員の代替職員を確保し、丁寧な指導を行う。
- (2) 実習生の就職促進 実習生を就職前に非常勤職員として採用し、人材確保を図る。



# 「子育て支援員」研修について

## 趣旨

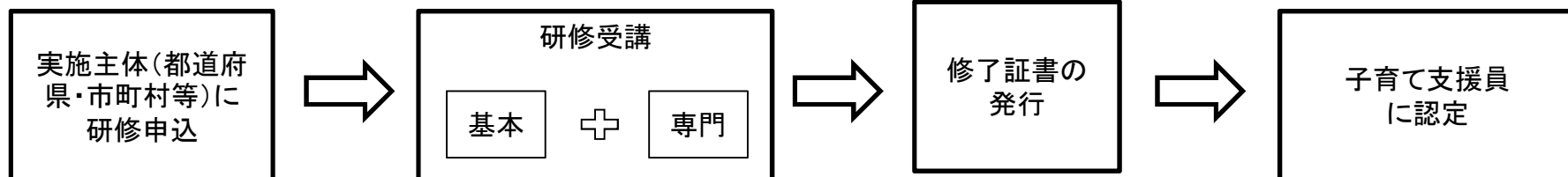
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。（「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定））
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

## 「子育て支援員」とは

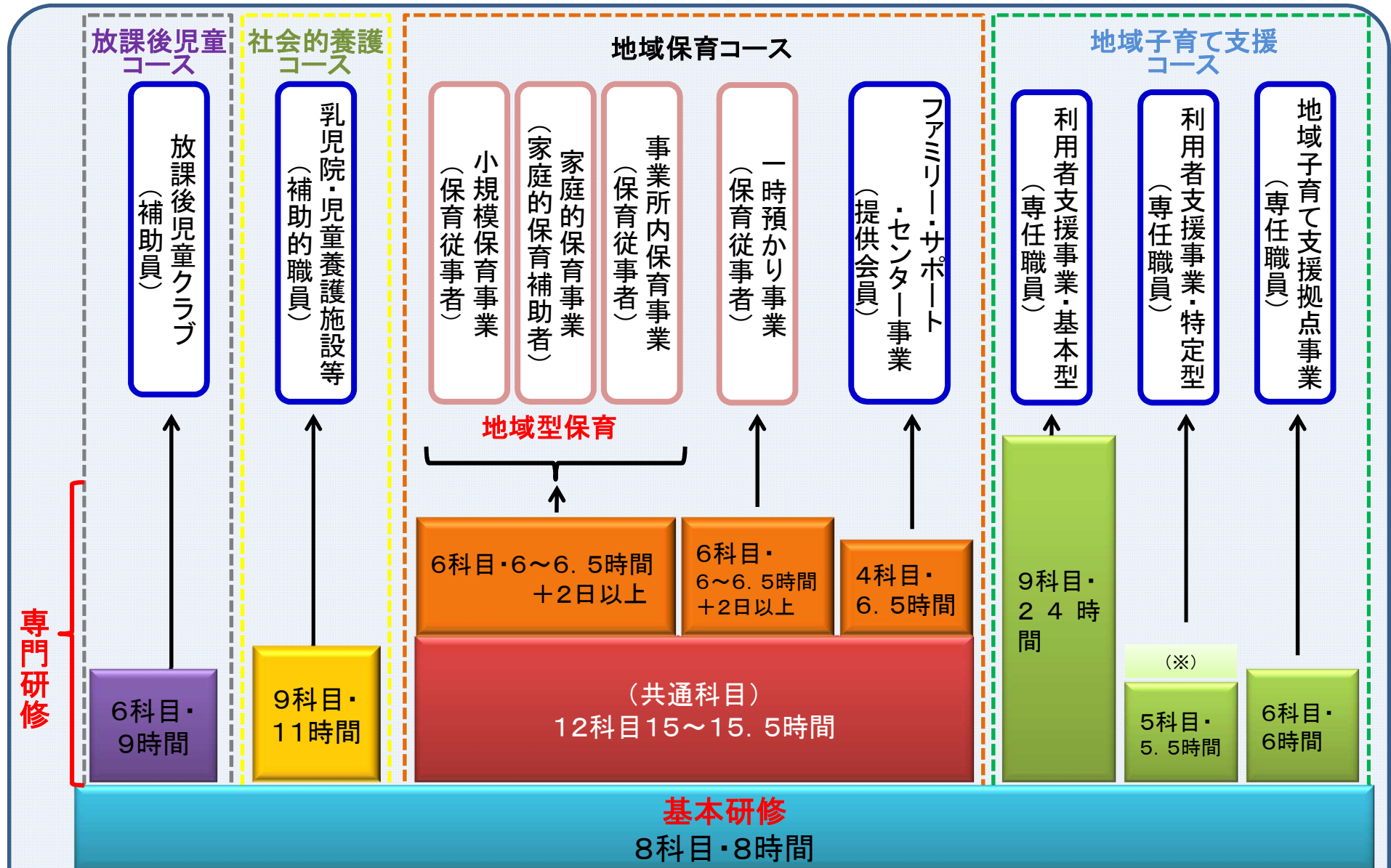
- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」（以下「修了証書」という。）の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事

## 研修受講から認定までの流れ



# 子育て支援員研修の体系



※「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事先を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 赤枠は、研修が従事要件となる事業。青枠は、研修の受講が推奨される事業。

なお、研修が従事要件となっている事業について、既に従事している者については引き続き従事可。また、小規模保育と事業所内保育については、新たに従事する者場合でも従事開始後、概ね2年程度の間研修を受講することで従事可。

## 措置費における教育費及び自立支援関係経費の改善

- 平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
- 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算(55,000円)を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額(特別基準を含めた場合216,510円→268,510円)を行った。
- 平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。
- 平成27年度予算においては、特別育成費に補習費、補習費特別保護単価を創設。

		支弁される額 (H27年度予算)	
幼稚園費	実費	※平成21年度～	
入進学支度費	小学校1年生: 40,600円(年額/1人)	中学校1年生: 47,400円(年額/1人)	
教育費	学用品費等	小学校: 2,170円(月額/1人)	中学校: 4,300円(月額/1人)
	教材代	実費	
	通学費	実費	
	学習塾費	実費(中学生を対象)	※平成21年度～
	部活動費	実費(中学生を対象)	※平成21年度～
特別育成費	公立高校: 22,910円(月額/1人) 私立高校: 33,910円(月額/1人) 高等学校第1学年の入学時特別加算: 61,030円(年額/1人) 資格取得等のための特別加算(高校3年生): 56,570円(年額/1人) ※平成24年度～ ※平成25年から義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象 補習費(学習塾費等): 15,000円(月額/1人) 補習費特別保護単価(個別学習支援): 25,000円(月額/1人)		
学校給食費	実費(小学生及び中学生を対象)		
見学旅行費	小学校6年生: 21,190円(年額/1人)	中学校3年生: 57,290円(年額/1人)	高等学校3年生: 111,290円(年額/1人)
就職・大学進学等支度費	就職支度費・大学進学等自立生活支度費: 81,260円(1人1回)		} 合計276,190円
	特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算): 194,930円		

## 児童養護施設等入所児童への学習支援の充実(平成27年度予算)

### 事業の目的

子供の貧困対策の観点から、養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった児童養護施設等入所児童に対し、標準的な学力を備えさせ、退所後の自立支援のため学習支援の充実を図る。

### 事業内容

#### ○小学生等(※)に対する学習支援

学業に遅れがある小学生の児童養護施設等入所児童に対して、ボランティアが施設を訪問するなどして学習指導を行う。  
(学習指導費加算の対象に小学生等を追加。1人あたり月額@8千円)

#### ○高校生等(※)に対する学習支援

学業に遅れのある高校生の児童養護施設等入所児童が学習塾等を利用した場合にかかる月謝等に対する支援を行う。  
(特別育成費の項目として「補習費」を追加。1人あたり月額@15千円)

#### ○特別な配慮を必要とする児童養護施設等入所児(中学生及び高校生)に対する学習支援

対人関係が難しい発達障害があるなど、個別(マンツーマン)の学習支援が必要な児童に対して学習支援を行う。  
(特別育成費の項目として新たに設ける「補習費」に加算分を追加。1人あたり月額@25千円)

※母子生活支援施設は、中学生も含む

### 対象施設等

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設

# 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の概要

## 1. 事業内容

児童自立生活援助事業は、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等（20歳未満）からの申込みに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行う。

## 2. 法律上の根拠

児童福祉法第6条の3第1項

## 3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

## 4. 運営主体（事業者）

地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事等が適当と認めた者

## 5. 補助根拠

児童福祉法第53条

※平成21年度から「児童入所施設措置費」に組み入れ

## 6. 職員の定数 <措置費>

指導員2人（ただし、定員7人以上の場合は3人、以降7人から3人増える毎に1人を加算）  
補助者1人（非常勤）

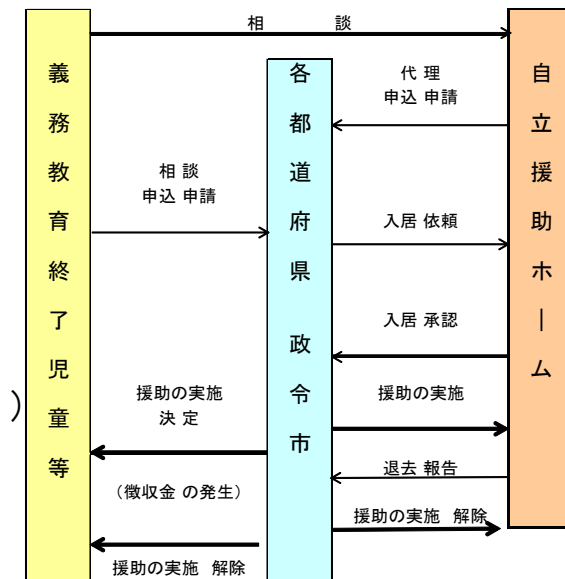
## 7. 補助率

1/2  
(国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)

## 8. 補助単価

1か所当たり単価：15,120千円（平成27年度予算）  
単価の内訳（国と地方を合わせた額）  
定員6人のホームのモデル  
事務費月額保護単価約20万円  
＋一般生活保護単価月額約1万円  
21万円×6人×12月＝15,120千円

## 自立援助ホーム利用の流れ (イメージ)



※平成23年7月の実施要綱改正により、子どもシェルターについて、自立援助ホームの制度を適用。

# 自立援助ホームの実施状況

## 1. ホーム数の推移

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
か所数	7 3	8 2	9 9	1 1 3	1 1 8

※家庭福祉課調べ  
(各年度10月1  
日現在)

※少子化社会対策大綱(平成27年  
3月閣議決定)では、平成31年度末  
までに190か所を目標としている。

## 2. 定員及び在籍者数 (入所率)

定員	在籍者数	入所率
7 1 8 人	4 9 1 人	68.4%

## 3. 在籍者の年齢別数

1 5 歳	1 6 歳	1 7 歳	1 8 歳	1 9 歳	2 0 歳以上
1 6 人	7 7 人	1 2 9 人	1 4 7 人	1 0 5 人	1 7 人

※平均年齢  
1 7 . 6 歳

## 4. 在籍者の在学状況

全日制高校	1 5 人 ( 3.1%)
定時制高校	3 5 人 ( 7.1%)
通信制高校	6 9 人 (14.1%)
専門学校・短大	1 3 人 ( 2.6%)
大学	3 人 ( 0.6%)
その他(訓練校等)	8 人 ( 1.6%)
合計	1 4 3 人 (29.1%)

※2~4については、  
全国自立援助ホーム協議会調査

# 18歳以降の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。

## 児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

## 児童相談所運営指針（平成2.3.5 児発133）

### (5) 在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

# 措置延長の積極的活用

- 実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知。
- 毎年の全国会議において、措置延長の適切な実施について要請。

※児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数（高校卒業児童に占める割合）

H22:153人(9.6%)→H23:182人(11.8%)→H24:263人(16.2%)→H25:231人(13.4%)

## 児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 雇児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするものなどの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

## 全国児童福祉主管課長会議（平成27.3.17開催）

### ⑤ 措置延長、措置継続等の積極的な実施

措置延長、措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（通知）において、自立生活に必要な力を身につけていない状態で措置解除することのないよう18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除することなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなどをお示ししているところであり、各都道府県市においては、子どもの状況を踏まえた措置延長等の適切な実施をお願いする。